

女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画

独立行政法人大学入試センター行動計画

「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）」に基づき、女性職員が就業を継続し、活躍できる雇用環境の整備に取り組むため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 令和4年4月1日～令和8年3月31日までの4年間

2. 当センターの課題

令和4年3月1日現在、職員に占める女性割合が32%であるのに対して、管理職及び課長補佐級の女性割合が13%である。

近年、女性の職員数が増加傾向にあることから、管理職及び課長補佐級の女性職員の割合を増やすことにより、職員がより個性と能力を発揮し働きやすい職場を目指すことが課題である。

3. 目標と取組内容

目 標) 管理職及び課長補佐級の女性割合を20%以上にする。

《取組内容》

令和4年4月～

- ・女性職員の指導的地位への登用と活躍の場の拡大に努める。
- ・利用できる両立支援制度について労働者に周知徹底する。
- ・キャリアデザイン研修の受講を可能にする。
- ・在宅勤務の更なる推進により、育児等との両立が図れる環境づくりを行う。